

監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した、平成18年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、平成19年5月31日付けで志摩市長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年 6月20日

志摩市監査委員 山川 泰規

志摩市監査委員 小森 仁

平成18年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成18年度に係る定期監査の結果に関する報告を決定し、平成19年3月14日に議会、市長及び関係のある委員会等に通知するとともに、同年3月16日付け監査委員告示第2号で公表した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

定期監査の結果の報告に基づき、講じた措置は下記のとおりである。

所属	監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
総務部	(総務課) 【職員の健康管理】 時間外勤務が、一部の課、一部の職員に偏りが見られる。こうした状況は健康管理の面からも早期に解消すべきであるため、定員管理と組織機構の適正化に努められるとともに、メンタル面でのフォローには十分配慮されたい。	平成18年度も引き続き全職員を対象に時間外勤務の実態調査を行ったところ、一部の所属所、一部の職員に偏りが見受けられた。合併後、日常業務が高度化、複雑化し、市民のニーズに迅速かつ的確に応えるため、職員には過重労働となっている職場も少なくない状況です。 今後は、定員管理や組織機構の適正化に努めます。市安全衛生委員会を早急に立ち上げ、職員の安全・健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進していきたい。また、今年度も引き続きメンタルヘルス研修会も実施していきたい。
	(収税課) 【収納対策強化】 滞納者に対する時効中断手続を徹底されたい。	時効の中断措置については、地方税法18条、民法147条、153条により随時行っていますが、特に民法147条による差押の実施と承認事項の適用ということで納税相談を行い、納付誓約書を交わし時効中断措置を講じています。
企画部	(庁舎整備対策課) 【適正な事務処理】 起案書で起案日の記入漏れ、標題と説明内容が合致していない部分が見受けられたので訂正をされたい。	起案書に関する注意事項については、訂正し対応しました。
生活環境部	(市民課) 【支所業務の統一】 申請書等の支所の取扱基準を定め、統一されたい。	申請書等の支所の取扱い基準については、現在統一する方向で取り組んでいます。
	(人権啓発推進課) 【収納対策強化】 住宅新築資金等貸付事業の収入未済額の解消のため更なる徴収体制の強化につとめられたい。	引き続き「志摩市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱」に基づき徴収事務を推進していきます。また、滞納者の生活状況の変化を常にチェックすることに努め、個々の生活実態に応じた償還指導を行っていきます。

所属	監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
生活環境部	(環境課) [適正な事務処理] 予定価格調書の金額欄が手書きでないものが見受けられたので今後は適正な事務処理をされたい。	予定価格調書の作成について、金額欄は手書きとし、今後は適正な事務処理を行っていきます。
	(環境課) [適正な事務処理] 工事完成検査書類に記録写真等の添付のないものが見受けられたので適正な事務処理をされたい。	合併処理浄化槽の完成報告書の記録写真が添付漏れのないよう、設置者(工事業者含む)に指導し改善しました。
	(清掃課) [適正な事務処理] 随意契約により業務等を施行する場合は根拠条文、随意契約理由、業者選定理由等を明確にされたい。	原則として競争入札による契約を行うよう各清掃センターに指示しています。なお、随意契約によらざるをえない契約については、根拠条文、随意契約理由、業者選定理由を明確にするよう指示しています。
健康福祉部	(国民健康保険課) [収納対策強化] 保険税(主に滞納分)の収納率向上に努められたい。	短期証(有効期間の短い保険証)や資格証明書を活用して、滞納者に面接する機会を随時持つほか、本算定時及び保険証更新時の納付相談の実施及び年末や年度末などの夜間徴収・電話催告を昨年度以上に多く持っています。また、悪質な滞納者については、収税課と連携し地方税管理回収機構に委託し、差し押さえなども実施しています。
	(介護保険課) [収納対策強化] 介護保険料(主に普通徴収分)の収納率向上に努められたい。	各納期限までに納付されていない未納者については、翌月に督促状を発送し、納付を促しています。また、年2回全ての未納者に対して、催告書を発送し、電話、訪問等により介護保険制度と保険料納付への理解を求め、保険料納付を促しています。
	(健康推進課) [適正な事務処理] 書類帳簿目録と現物が一致していない部分が見受けられたので、訂正されたい。	書類帳簿目録を訂正し、提出しました。
	(児童福祉課) [収納対策強化] 保育料の収入未済額の時効中断等適切な措置をとり、不納欠損処理を含め未済額の解消に努められたい。	平成19年度からは、納期末納者に対して未納額を増やさないようにするために、納期毎に督促を行います。また、消滅時効になっていた保育料は、平成18年度において不納欠損処分を行いました。
	(児童福祉課) [給食の充実] <志摩町地区の保育所> 予算の削減による保育児童の給食への影響をなくすための検討をされたい。	構造特区「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の認定を受け、19年度8月を目途に和具保育所の給食について外部搬入を行っていきます。学校給食センターの準備が整い次第、志摩町全保育所において外部搬入方式を導入すべく取り組んでいます。
	(保護支援課) [適正な事務処理] 各支所への生活保護費の資金前渡しについて、適正な事務処理をとられたい。	関係各課(室)と調整の上、適正な事務処理を行うようにしました。支出について、生活保護費の積算額を基に各支所長より請求書をいただき、前渡資金を支出します。各支所での支払いが済んだ後、領収書類添付のうえ精算書の提出を受けることとしました。精算書の決裁は、支所、健康福祉部を通過し、出納室での決裁を経て完了。文書は出納室にて保存されることとなります。
産業振興部	(浜島磯体験施設「海ほおずき」) [運営委員会の開催] 運営委員を選任し、委員会を早期開催されたい。	平成19年4月に委員を選任し、早急に委員会を開催します。

所属	監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
産業振興部	(浜島磯体験施設「海ほおずき」) 【観光振興】 施設のPR・誘致活動・事業内容等を見直すなど、事業の採算性も考慮した運営に努められたい。	平成19年度には、新たに4月オープンイベントとして、浅磯での宝釣り大会を実施します。又、磯を閉める11月からは「釣り&干物体験」を実施し、学習体験においては、「チャン作り体験(鯉釣り用の擬餌鉤)」等を実施予定です。また、施設PR活動については、学校関係・観光施設関係等にパンフレットやDVD等を配布し、訪問などして積極的なPRを行っていきます。
	(ともやま公園事務所) 【適正な事務処理】 シルバー人材センターとの委託契約について契約書が作成されていないため作成されたい。	平成19年度は既に契約書を作成し、契約締結いたしました。今後は適正な対応をしていきます。
建設部	(建設整備課) 【用地買収単価の検討】 旧町間で相当大きなばらつきが見られた用地買収単価の設定について価格の妥当性を検討されたい。	用地買収単価の設定については、不動産鑑定評価や固定資産評価額を参考にしています。今後も地価の変動に留意するとともに、地価公示価格、地価調査価格の動向を把握し、適正な単価を設定していきます。
	(都市計画課) 【収納対策強化】 住宅使用料の収入未済額の収納率向上に努められたい。	市営住宅の使用料については現在、口座振替の推進、督促状及び保証人への完納指導依頼通知書の送付、訪問等により収納率の向上に取り組んでいます。今後もあらゆる方策を検討し、未収金対策の強化に努めていきます。
上下水道部	(水道課) 【計画的な上水道施設の整備】 配水施設の整備及び老朽施設の改修等を計画的に実施し、水道事業の安定的かつ効率的な運営に努められたい。	現在策定中の「水道事業基本計画及び水道ビジョン」により、計画的に整備改修等を行い水道事業の安定的かつ効率的な運営に努めていきます。
	(水道課) 【収納対策強化】 検針及び徴収等の業務委託の検討を行うなど収納体制の強化を図り、営業未収金の解消に努められたい。	業務委託については、平成19年度予算に計上済で、22年度までの継続事業として検針・集金及び滞納整理業務について民間業者に委託し、体制の強化並びに未収金の解消に努めていきます。
	(下水道課) 【接続率の向上】 供用開始区域内の接続率の向上への取組みを強化されたい。	平成18年4月の広報で下水道の特集を掲載し、18年4月、6月、19年2月には、ケーブルテレビで下水道についての放映を行いました。今後とも、有効な啓発活動により、下水道接続率の向上に努めていきます。
	(下水道課) 【会計方式の見直し】 特別会計及び企業会計と異なった会計方式を採用しているが、会計方式の統一について検討されたい。	特別会計及び企業会計の統一につき、調査検討中です。
病院事業部	(病院事業部) 【収納対策強化】 医療費の過年度未収金の解消と発生予防に努められたい。	毎月未納通知を送付しています。発生予防として、納入が遅れている者には電話にて連絡し、未納通知文書を郵送する等努めています。今後も未収金が発生しないような対策を講じていきます。
	(病院事業部) 【事務処理の統一】 各病院、診療所の事務処理方法、書類様式について統一されたい。	市立病院統合に向けて、全ての書類様式等を統一すべく検討中です。

所属	監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
浜島支所	(地域振興課) 【適正な事務処理】 浜島財産区の土地貸付収入未済額について適切な措置をとられたい。	浜島財産区の土地貸付収入未済額(平成13年度以前)については、現在直近の財産区議会で不納欠損処理する旨上程するような方向で検討しています。
	(地域振興課) 【適正な事務処理】 工事完成検査書類の添付写真中に未記入の黒板、黒板が未撮影等不備が見受けられたので、改善されたい。	平成17年度修繕工事関係業者及び小規模修繕業者に対し、工事における着工、作業状況、完成写真での黒板表示等の徹底指導を口頭により行いました。今後も業者に対し、徹底した指導を行ってまいります。
大王支所	(地域振興課) 【適正な事務処理】 書類の印もれ、工事完成検査書類の添付写真中に未記入の黒板等不備が見受けられたので、改善されたい。	書類の印漏れについては、担当者に確認のうえ押印しました。 工事完成検査書類の添付写真については、工事関係業者に対し黒板表示等を徹底するよう口頭により指導しました。また、担当職員への指導及び上司による確認を徹底し、適正な事務処理を行うようにしました。
	(地域振興課) 【適正な事務処理】 契約書に、違約金に関する条項の添付のないものが見受けられたので、取扱について徹底されたい。	違約金条項については、以後の契約において添付するよう取扱を徹底しました。
	(市民サービス課) 【諸帳簿の整備】 生活保護費支払い関係書類に一部不備(受領印洩れ)が見受けられたので、改善されたい。	保護支援課用と大王支所市民サービス課用にそれぞれ受領印をもらうことになっており、保護支援課用には受領印が押印してあったので、そのコピーを市民サービス課で保管することとしました。
磯部支所	(市民サービス課) 【適正な事務処理】 生活保護費の親族受領の手続きについては、保護支援課と協議し、トラブルの原因とならないよう万全の措置をとられたい。	親族受領に際しては、委任状の提出を求めるなど保護支援課と協議しながら対応しています。
教育委員会	(教育総務課) 【適正な事務処理】 補正予算計上した寄附金の歳入処理誤りがあった。今後は、こうした初歩的な誤りがないよう、細心の注意を払われたい。	担当している職員をはじめ全員に注意を喚起し、今後このようなことが再発しないよう周知しました。
	(教育総務課) 【施設整備】 市内学校施設の校門等の看板名称について、一部町立のものが残っているため修正されたい。	平成19年度から3箇年の期間で、各年度小学校・中学校・幼稚園の順に予算化して進めていく予定となっています。(平成19年度は市内各小学校分を施行)
	(給食課) 【適正な事務処理】 <志摩給食センター> 随意契約により業務等を施行する場合は根拠条文、随意契約理由、業者選定理由等を明確にされたい。	定期監査後に実施した随意契約事務処理については、該当する根拠条文、随意契約理由、業者選定理由等を明確にし、適正な事務処理により対応しました。
	(給食課) 【適正な事務処理】 各給食センターの給食材料の購入契約方法については統一に向けて検討されたい。	給食物資の調達については、入札を原則としていますが、青果物等生鮮食品は週単位で購入するため、現在全ての給食センターでは業者から見積書を徴して随意契約を行っています。また、賞味期限が長期間ある乾物や調味料等は3ヶ月単位や半年単位で単価見積もりによる随意契約を行っています。

所属	監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
教育委員会	<p>(文化スポーツ課) [適正な事務処理] <阿児図書館>歳出の事務処理遅れがあり、翌年度へ繰越されたものがあった。今後はこうしたことのないよう、支出行為については定期的なものも含め、十分点検するよう指導されたい。</p>	<p>歳出の支出行為事務処理について、今後は絶対あってはならない初歩的なミスが生じないよう、担当部署全体で二重、三重のチェック体制を講じ、かつ厳重に対処するよう指示しました。</p>
	<p>(文化スポーツ課) [適正な事務処理] <志摩B & G海洋センター>スポーツクラブ主催の各種大会参加負担金が、体育協会・スポーツ少年団等の予算から支出されているため改善するよう指導されたい。</p>	<p>指摘の内容について、志摩スポーツクラブ設立に向けた特例措置のため、平成17年度単年度のみで処理しました。平成18年度は志摩スポーツクラブ会計として会員から参加費を徴収し、実施していることを確認しました。</p>
	<p>(文化スポーツ課) [適正な事務処理] <志摩B & G海洋センター>補助金交付団体等の経理事務等を処理している状況が見受けられたので、各団体の自主自立、育成の面からも団体へ委ねるよう指導されたい。</p>	<p>行政改革実施計画に基づいて現在検討期間中であり、平成21年度実施にむけて関係団体に周知して準備しています。</p>
	<p>(志摩B & G海洋センター) [適正な事務処理] 歳入処理については遅滞なく調定伝票を起票されるよう、改善を講じられたい。</p>	<p>監査指摘後は財務会計システムにより、調定伝票及び納入通知書兼領収書を発行し、金融機関処理しています。調定伝票については出納室へ迅速に提出するよう努めます。</p>